

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 文 政 局
書 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則 7-1476

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

給与の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-280）の一部を次のように改正する。
第8条第1号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第30条第1号において同じ。）」を加える。

第9条中「道職員給与条例第10条第1項」を「新たに道職員給与条例第9条第1項」に、「第10条第5項及び」を「第10条第1項又は」に、「第12条第1項の規定による届出」を「第11条第1項の職員としての要件を具備するに至った職員」に、「又は人事委員会が別に定める方法により行うもの」を「その旨を速やかに任命権者（その委任を受けた者を含む。次項、次条及び第10条の3において同じ。）」に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第10条第1項中「（その委任を受けた者を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を削り、「前条」を「前条第1項」に改め、同項に後段として次のように加える。

同条第2項に規定する場合においても、同様とする。

第10条の2第1項中「前条第3項」を「第10条第3項」に改め、同条第2項中「前条第2項」を「第10条第2項」に改める。

第10条の3を第10条の4とし、第10条の2を第10条の3とし、第10条の次に次の1条を加える。

第10条の2 扶養手当の支給は、職員が新たに道職員給与条例第9条第1項、学校職員給与条例第10条第1項又は警察職員給与条例第11条第1項の職員としての要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（人事委員会が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で人事委員会が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第9条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から30日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

目 次 ページ

道人事委員会規則

○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	1
○給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	1
○通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	2
○住居手当に関する規則の一部を改正する規則	5
○特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	6
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	7
○義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	30
○単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	32
○管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	32
○地域手当に関する規則の一部を改正する規則	33
○一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則	35

道 人 事 委 員 会 規 則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則 7-1475

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-267）の一部を次のように改正する。

別表第2アの表8級の項中「117,100円」を「117,500円」に改める。

別表第2イの表9級の項中「119,100円」を「119,700円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の管理職手当に関する規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

第26条の4第1項第2号中「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）」を「任期付職員条例」に改める。

第29条の8第1項第1号中「100分の210」を「100分の315」に、「100分の250」を「100分の375」に改め、同項第2号中「100分の143.5未満」の次に「、任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（以下この条において「特定任期付職員」という。）にあっては、100分の87.5以上100分の262.5以下」を加え、同項第3号中「100分の123.5」の次に「、特定任期付職員にあっては、100分の77.5」を加え、同項第4号中「100分の116未満」の次に「、特定任期付職員にあっては、100分の71以下」を加える。

第30条第1号中「扶養親族（）」の次に「職員の配偶者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているもの及び」を加える。

附則第5項を次のように改める。

（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する読替え）

5 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、第7条の2中「道職員給与条例第9条第1項、学校職員給与条例第10条第1項及び警察職員給与条例第11条第1項の」とあるのは「北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年北海道条例第6号）附則第4項の規定により読み替えられた道職員給与条例（以下「読替え後の道職員給与条例」という。）第9条第1項、北海道学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年北海道条例第28号）附則第4項の規定により読み替えられた学校職員給与条例（以下「読替え後の学校職員給与条例」という。）第10条第1項及び北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年北海道条例第31号）附則第4項の規定により読み替えられた警察職員給与条例（以下「読替え後の警察職員給与条例」という。）第11条第1項に規定する職務の級が行政職給料表の9級以上に相当する職員として」と、第8条、第8条の2、第9条第1項及び第10条の2第1項中「道職員給与条例」とあるのは「読替え後の道職員給与条例」と、「学校職員給与条例」とあるのは「読替え後の学校職員給与条例」と、「警察職員給与条例」とあるのは「読替え後の警察職員給与条例」とする。

附則第6項中「（平成30年北海道条例第66号）」を「（令和7年北海道条例第6号）附則第4項、北海道学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年北海道条例第28号）」に、「（平成30年北海道条例第69号）」を「（令和7年北海道条例第31号）」に、「第9条第3項」を「第9条第1項、学校職員給与条例第10条第1項」に、「第11条第3項」を「第11条第1項」に、「次に掲げる」を「第7条の2及び第8条の2に規定する」に改め、同項各号を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則7-1477

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-284）の一部を次のように改正する。
第3条に次の1号を加える。

(4) 第15条第1項第3号又は第4号の職員たる要件を欠くに至った場合

第4条第1項中「提示」の次に「又は第15条第1項第3号若しくは第4号の職員たる要件を具備していることを証明する書類の提出」を加える。

第8条第1項各号列記以外の部分中「次項」の次に「及び第8条の2第2号」を加え、「同項」を「次項」に改め、同項第1号中「第11条第7項」を「第11条第8項」に、「第10条の2の4第7項」を「第10条の2の4第8項」に、「第13条第7項」を「第13条第8項」に改める。

第8条の2第1号中「（道職員給与条例第11条第2項第1号、学校職員給与条例第10条の2の4第2項第1号又は警察職員給与条例第13条第2項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び自動車等に係る手当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第2号中「1箇月当たりの運賃等相当額（2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては）」を「運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が2以上ある場合においては）」に改める。

第10条中「通常の通勤の経路及び方法による場合には部局等を異にする異動又は在勤する部局等の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の」を「通勤の実情に」に改め、「であるもの」の次に「（特別急行列車等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）」を加える。

第11条中「において、特別急行列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める」を「おける次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 通勤のため利用する特別急行列車等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2) 通勤のため利用する特別急行列車等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの

ア 道職員給与条例第11条第3項本文、学校職員給与条例第10条の2の4第3項本文又は警察職員給与条例第13条第3項本文に規定する直前の住居から通勤する場合に利用

する特別急行列車等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する特別急行列車等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、特別急行列車等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の特別急行列車等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) 前2号に掲げる住居のほか、人事委員会がこれらに準ずる住居であると認めるもの第12条を削り、第13条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「に係る通勤手当」を「の利用に係る特別料金等に係る通勤手当」に改め、同条第3項中「特別料金等の額の2分の1に相当する額」を「特別料金等相当額（第16条第4項において「特別料金等相当額」という。）」に、「同項第1号」を「同項第1号及び第2号」に、「「価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額」と、同項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と、「運賃等」を「同号中「運賃等」に改め、「の額の2分の1に相当する」を削り、同条を第12条とする。

第13条の2を削る。

第14条中「おいて、特別急行列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める」を「おける次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加え、同条を第13条とする。

(1) 通勤のため利用する特別急行列車等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2) 通勤のため利用する特別急行列車等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの

ア 道職員給与条例第11条第4項、学校職員給与条例第10条の2の4第4項又は警察職員給与条例第13条第4項に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する特別急行列車等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する特別急行列車等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、特別急行列車等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の特別急行列車等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) 前2号に掲げる住居のほか、人事委員会がこれらに準ずる住居であると認めるもの第15条各号列記以外の部分中「事由により給料表の適用を受ける職員となった者のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする部局等に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該適用前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる者」を「職員」に改め、「であるも

の」の次に「（特別急行列車等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）」を加え、同条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 新たに給料表の適用を受ける職員となった者（地域手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-1107）第4条第1項第2号に規定する職員以外の地方公務員等であった者から人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者（次号において「人事交流等職員」という。）を除く。）のうち、当該適用の直前の住居と所在する地域を異にする部局に在勤することとなった者

(2) 人事交流等職員のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする部局に在勤することとなったことに伴い、通勤の実情に変更を生ずる職員第15条第3号を削り、同条を第14条とする。

第16条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる職員」の次に「（特別急行列車等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）」を加え、同項第1号中「当該住居」を「当該転居後の住居（特定住居を含む。）」に改め、「でその利用が第12条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同項第2号中「当該事由の発生の日以後に転居する場合において、特別急行列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居」を「特定住居」に改め、「でその利用が第12条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、「通常の通勤の経路及び方法による場合には当該事由の発生前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の」を「通勤の実情に」に改め、同号中アを削り、イをアとし、ウをイとし、同項中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 職員又は配偶者の部局を異にする異動又は在勤する部局の移転（配偶者が職員でない場合にあっては、これらに相当するものを含む。）に伴い、配偶者と同居して満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、職員及び配偶者の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該地域へ転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（特別急行列車等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間が90分以上であり、かつ、当該子の養育を行っているものに限る。）

(4) 職員又は配偶者の父母（介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者に限る。）の介護に伴い、当該父母の住居又はその近隣の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該父母の住居又はその近隣の住居を転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例と

するもの（特別急行列車等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間が90分以上あり、かつ、当該父母の介護を行っているものに限る。）

第16条に次の1項を加え、同条を第15条とする。

2 前項第1号及び第2号において「特定住居」とは、同項第1号に規定する転居又は同項第2号ア若しくはイに掲げる事由の発生（以下この項において「転居等」という。）の日以後に転居する場合における当該転居等の日以後の転居後の住居（以下この項において「転居後の住居」という。）であって次に掲げるものをいう。

(1) 通勤のため利用する特別急行列車等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2) 通勤のため利用する特別急行列車等に係る経路に変更が生じたときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの

ア 当該転居等の直前の住居から通勤する場合に利用する特別急行列車等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する特別急行列車等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、特別急行列車等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の特別急行列車等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) 前2号に掲げる住居のほか、人事委員会がこれらに準ずる住居であると認めるもの
第16条の2第1項中「第4項各号に掲げる」を「第4項に規定する」に、「当該各号」を「同項」に、「及び第18条」を「、第17条の2第2項第2号及び第18条」に改め、同条第2項中「離職し」を「離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が北海道の休日に関する条例（平成元年3月31日条例第2号）第1条第1項に規定する休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い北海道の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし」に改め、同条第4項中「第11条第5項」を「第11条第6項」に、「第10条の2の4第5項」を「第10条の2の4第6項」に、「第13条第5項」を「第13条第6項」に、「次の各号に掲げる」を「1箇月当たりの運賃等相当額等（第8条の2第3号に掲げる職員に係るものを除く。）、自動車等に係る手当額（第8条の2第2号に掲げる職員に係るものを除く。）及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額（第17条の2第2項において「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が15万円を超えるときにおける」に、「これらの規定」を「道職員給与条例第11条第6項、学校職員給与条例第10条の2の4第6項及び警察職員給与条例第13条第6項」に、「当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間」を「その者の当該通勤手当に係る支給単位期間

のうち最も長い支給単位期間」に改め、同項各号を削り、同条を第16条とする。

第17条の2第1項中「第11条第6項」を「第11条第7項」に、「第10条の2の4第6項」を「第10条の2の4第7項」に、「第13条第6項」を「第13条第7項」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「普通交通機関等に係る通勤手当に係る」を削り、「第11条第6項」を「第11条第7項」に、「第10条の2の4第6項」を「第10条の2の4第7項」に、「第13条第6項」を「第13条第7項」に改め、同項第1号中「運賃等相当額等（第8条の2第1号に掲げる職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額及び自動車等に係る手当額の合計額。以下この項において同じ。）が5万5,000円」を「通勤手当算出基礎額が15万円」に、「係る普通交通機関等」を「係る普通交通機関等又は特別急行列車等」に、「運賃等相当額等が5万5,000円」を「通勤手当基礎額が15万円」に、「すべての普通交通機関等」を「すべての普通交通機関等及び特別急行列車等」に、「運賃等の」を「運賃等及び特別料金等の」に改め、同項第2号各号列記以外の部分中「運賃等相当額等」を「通勤手当算出基礎額」に、「5万5,000円」を「15万円」に、「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額」を「15万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等及び特別急行列車等についての払戻金相当額の合計額並びに人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）」に改め、同号ア及びイ並びに同条第3項を削り、同条第4項中「第11条第6項」を「第11条第7項」に、「第10条の2の4第6項」を「第10条の2の4第7項」に、「第13条第6項」を「第13条第7項」に、「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とする。

第17条の3第1項各号列記以外の部分中「第11条第7項」を「第11条第8項」に、「第10条の2の4第7項」を「第10条の2の4第8項」に、「第13条第7項」を「第13条第8項」に改め、同項第1号中「に係る通勤手当」を「の利用に係る特別料金等に係る通勤手当」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
（施行日前から引き続き支給されている通勤手当に関する経過措置）
- この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き職員（北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年北海道条例第6号）第1条の規定による改正前の北海道職員の給与に関する条例（以下この項において「改正前の道職員給与条例」という。）第11条第2項第1号、北海道学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年北海道条例第28号）第1条の規定による改正前の北海道学校職員の給与に関する条例（以下この項において「改正前の学校職員給与条例」という。）第10条の2の4第2項第1号（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条

例（昭和27年北海道条例第79号）第2条第2項において準用する場合を含む。以下改正前の学校職員給与条例の規定について規定する場合において同じ。）及び北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年北海道条例第31号）第1条の規定による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下この項において「改正前の警察職員給与条例」という。）第13条第2項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額（この規則による改正前の通勤手当に関する規則（以下この項において「改正前の規則」という。）第8条の2第3号に掲げる職員に係るものを除き、2以上の普通交通機関等（改正前の規則第6条に規定する普通交通機関等をいう。第1号において同じ。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下「改正前の1箇月当たりの運賃等相当額」という。）、改正前の道職員給与条例第11条第2項第2号、改正前の学校職員給与条例第10条の2の4第2項第2号及び改正前の警察職員給与条例第13条第2項第2号に規定する額（改正前の規則第8条の2第2号に掲げる職員に係るものを除く。以下「改正前の自動車等の利用に係る額」という。）並びに改正前の道職員給与条例第11条第3項第1号、改正前の学校職員給与条例第10条の2の4第3項第1号及び改正前の警察職員給与条例第13条第3項第1号に規定する特別料金等の額をその支給単位期間（改正前の道職員給与条例第11条第7項、改正前の学校職員給与条例第10条の2の4第7項及び改正前の警察職員給与条例第13条第7項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）の月数で除して得た額（2以上の特別急行列車等（改正前の道職員給与条例第11条第3項、改正前の学校職員給与条例第10条の2の4第3項及び改正前の警察職員給与条例第13条第3項に規定する特別急行列車等をいう。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下「改正前の1箇月当たりの特別料金等相当額」という。）の合計額が15万円を超えている職員を除く。）に支給されている通勤手当のうち次の各号に掲げるもの（施行日の前日及び施行日を含む支給単位期間等（改正前の規則第16条の2第1項に規定する支給単位期間等をいう。）に係るものに限る。）については、なお従前の例による。

- (1) 普通交通機関等及び改正前の道職員給与条例第11条第1項第2号、改正前の学校職員給与条例第10条の2の4第1項第2号及び改正前の警察職員給与条例第13条第1項第2号に規定する自動車等に係る通勤手当（改正前の1箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額が5万5,000円を超える場合のものに限る。）
- (2) 改正前の道職員給与条例第11条第3項第1号、改正前の学校職員給与条例第10条の2の4第3項第1号及び改正前の警察職員給与条例第13条第3項第1号に規定する特別急行列車等に係る通勤手当
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当を支給されている職員には、当該通勤手当が支給されている間、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、各月における当該各号に定める額（1円未満の端数がある場合にあってはその端数を切り捨てた額とし、

当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあっては当該各号に定める額の合計額とする。）を、支給単位期間を1箇月とする通勤手当として支給する。

- (1) 前項第1号に掲げる通勤手当を支給されている場合 改正前の1箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額から5万5,000円を減じて得た額
- (2) 前項第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 改正前の1箇月当たりの特別料金等相当額から当該1箇月当たりの特別料金等相当額の2分の1に相当する額（その額が2万円を超える場合にあっては、2万円）を減じて得た額（権衡職員等に関する経過措置）
- 4 この規則による改正後の通勤手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第13条の規定は、施行日以後にされた転居について適用する。
- 5 改正後の規則第14条の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。
- 6 改正後の規則第15条第1項第3号及び第4号の規定は、施行日前にこれらの号に掲げる職員となった者（これらの号に規定する当該日以降の転居をしたものを除く。）にも適用する。
（北海道人事委員会の権限に属する事務の議決及び委任に関する規則の一部改正）
- 7 北海道人事委員会の権限に属する事務の議決及び委任に関する規則（北海道人事委員会規則2-45）の一部を次のように改正する。
別表第2個別事項第38号中「第15条又は第16条第2号」を「第14条又は第15条第1項第2号」に改め、同表個別事項第39号中「第11条、第14条又は第16条第2号」を「第11条第3号、第13条第3号又は第15条第2項第3号」に改め、同表個別事項中第40号を削り、第41号を第40号とし、第42号から第54号までを1号ずつ繰り上げる。

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

北海道人事委員会委員長 織田 亨

北海道人事委員会規則7-1478

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-354）の一部を次のように改正する。
第2条第2号中「である者（）」を「である者（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの並びに）」に改め、「（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を削る。

第2条の3中「職員以外の地方公務員等（道職員給与条例第11条第4項及び警察職員給与条例第13条第4項に規定する職員以外の地方公務員等並びに学校職員給与条例第10条の2の

4 第4項に規定する学校職員以外の地方公務員等をいう。)であった者から引き続き」を「新たに」に改める。

第3条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、任命権者において居住の実情を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第4条第1項中「前条」を「前条第1項」に改め、同項に後段として次のように加える。

前条第2項に規定する場合においても、同様とする。

第5条中「第3条」を「第3条第1項」に改める。

第6条第1項中「欠くに至った日」の次に「(人事委員会が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で人事委員会が定める日)」を加え、「第3条」を「第3条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則7-1479

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤勤務手当等に関する規則(北海道人事委員会規則7-357)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「合算した額」の次に「(北海道職員等の定年等に関する条例(昭和59年北海道条例第51号。以下「定年条例」という。)第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)にあっては、現に受ける給料の月額)」を加え、同条第3項及び第4項中「掲げる職員」の次に「(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)」を加える。

第5条第2項中「合計額に、」を「合計額(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、現に受ける給料の月額)に、」に改め、同条第3項中「掲げる職員」の次に「(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)」を加える。

第6条第2項中「職員又は」を「職員及び」に改め、同項第1号中「以下」の次に「この条において」を加え、同項第2号中「採用を除く。」をされたことにより」を「採用及び定年条例第12条又は第13条第1項の規定による採用(以下この条において「定年前再任用」という。)を除く。以下この条において「採用」という。)又は定年前再任用(定年条例の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下この条において同じ。)をされ」に改め、同項第3号中「以下」の次に「この条において」を、「採用」の次に「若しくは定年前

再任用」を加え、同項に次の3号を加える。

(4) 定年前再任用をされ、かつ、当該定年前再任用の日の前日に在勤していた部局に引き続き在勤することとなった職員のうち、当該定年前再任用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、道職員給与条例第12条の3第2項及び警察職員給与条例第14条の3第2項に規定する新たに特勤部局又は準特勤部局に該当することとなった部局に在勤する職員で、指定日前3年以内に当該部局に異動し、当該異動に伴って住居を移転したのものとなるもの

(5) 定年前再任用をされた職員で、当該定年前再任用の日の前日に道職員条例第12の3第1項若しくは第2項又は警察職員給与条例第14条の3第1項若しくは第2項の規定による特勤勤務手当に準ずる手当を支給されていたものうち、当該定年前再任用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定による特勤勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、前各号に規定する職員との権衡上必要がある職員として人事委員会が認めるもの

第6条第3項第1号中「又は採用」を「採用をされた日又は定年前再任用」に、「及び第3号」を「から第5号まで」に改め、同項第3号中「部局が」を「部局が、」に、「又は採用」を「採用をされた日又は定年前再任用」に改め、同項に次の3号を加える。

(4) 前項第4号に規定する職員 当該職員が同号の定年前再任用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項及び第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(5) 前項第5号に規定する職員 当該職員が同号の定年前再任用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項及び第2項又はこの項の規定により当該定年前再任用の日以降支給されることとなる期間及び額

(6) 前項第6号に規定する職員 別に人事委員会が定める期間及び額

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(改正後の特勤勤務手当等に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置)

2 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年北海道条例第42号)附則第8項に規定する暫定再任用職員(以下「暫定再任用職員」という。)は、北海道職員等の定年等に関する条例(昭和59年北海道条例第51号。以下「定年条例」という。)第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とみなして、この規則による改正後の特勤勤務手当等に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第3条第2項から第4項まで並びに第5条第2項及び第3項の規定を適用する。

3 暫定再任用職員に対する改正後の規則第6条第2項及び第3項の適用については、同条第2項第2号中「定年条例第12条又は第13条第1項の規定による採用（以下この条において「定年前再任用」という。）」とあるのは「定年条例附則第5項第4号に規定する暫定再任用（以下この条において「暫定再任用」という。）」と、「又は定年前再任用」とあるのは「又は暫定再任用」と、「退職した日」とあるのは「退職した日又は暫定再任用に係る任期が満了した日」と、同項第3号から第5号まで並びに同条第3項第1号及び第3号中「定年前再任用」とあるのは「暫定再任用」と、同項第4号中「定年前再任用」とあるのは「暫定再任用」と、「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員（地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年北海道条例第42号）附則第8項に規定する暫定再任用職員をいう。次号において同じ。）」と、同項第5号中「定年前再任用」とあるのは「暫定再任用」と、「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。

（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員並びに短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

4 改正後の規則第6条第2項第2号及び第3号の規定は、令和7年4月1日以後に次の各号に掲げる採用等をされた職員について適用する。

- (1) 定年条例第12条又は第13条第1項による採用
- (2) 定年条例附則第5項第4号に規定する暫定再任用
- (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項による採用及び同条第3項による任期の更新
- (4) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）第4条による採用

5 改正後の規則第6条第2項第4号の規定は、令和7年4月1日以後に前項第1号又は第2号に掲げる採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、改正後の規則第6条第2項第4号の規定する異動をした日が令和7年4月1日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

6 改正後の規則第6条第2項第5号の規定は、令和7年4月1日以後に附則第4項第1号又は第2号に掲げる採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第34号）第12条の3第1項若しくは第2項又は北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）第14条の3第1項若しくは第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が令和7年4月1日以後である場合について適用する。

（令和10年3月31日までの間における特地勤務手当と地域手当との調整に関する経過措置）

7 令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間における特地勤務手当等に関する規則

第4条の規定の適用については、同条中「地域手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-1107）別表」とあるのは、「地域手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-1107）の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則7-1484）附則別表」と、「道職員給与条例第10条の2及び警察職員給与条例第12条の2」とあるのは「北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年北海道条例第6号）附則第6項及び北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年北海道条例第31号）附則第5項」とする。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

北海道人事委員会委員長 織田 亨

北海道人事委員会規則7-1480

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則7-405）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「昇給号俸数表」を「行政職給料表7級以下職員等昇給号俸数表」に、「号俸数を」を「号俸数（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの又は第34条の2各号に掲げる職員にあっては、別表第8の2に定める行政職給料表8级以上職員等昇給号俸数表のC欄に掲げる号俸数）を」に改める。

第34条の見出し中「7级以上」を「7級」に改め、同条各号列記以外の部分中「又は」を「及び」に改め、同条第1号中「8级以上」を「8級」に改め、同条中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号を第5号とする。

第34条の次に次の1条を加える。

（行政職給料表の8級以上の職員に相当する職員）

第34条の2 道職員給与条例第5条第6項第2号、学校職員給与条例第6条第6項第2号及び警察職員給与条例第6条第6項第2号に規定する人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの
- (2) 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの
- (3) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの

第35条第7項中「又は」を「及び」に改め、「別表第8」の次に「又は別表第8の2」を加える。

第36条中「第5条第6項」を「第5条第6項第1号」に、「第6条第6項」を「第6条第6項第1号」に改める。

第40条中「降号した日の前日に受けていた号俸より2号俸下位の号俸（当該受けていた号

俸が職員の属する職務の級の最低の号俸の直近上位の号俸である場合にあっては、当該最低の号俸」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号俸」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 次号に掲げる職員以外の職員 降号した日の前日に受けていた号俸より2号俸以下の号俸（当該受けていた号俸が職員の属する職務の級の最低の号俸の直近上位の号俸である場合にあっては、当該最低の号俸）
- (2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び第34条の2各号に掲げる職員 降号した日の前日に受けていた号俸より1号俸下位の号俸別表第7及び別表第7の2を次のように改める。

ア 行政職給料表昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸									
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	
3	1	1	1	1	1	1	1	3	3	
4	1	1	1	1	1	1	1	4	4	
5	1	1	1	1	1	1	1	5	4	
6	1	1	1	1	1	1	1	5	4	
7	1	1	1	1	1	1	1	5	4	
8	1	1	1	1	1	1	1	5	4	
9	1	1	1	1	1	1	1	5	4	
10	1	1	1	2	1	1	1			
11	1	1	1	3	1	1	1			
12	1	1	1	4	1	1	1			
13	1	1	1	5	1	1	2			
14	1	1	1	6	2	1	2			
15	1	1	1	7	3	1	2			
16	1	1	1	8	4	1	2			
17	1	1	1	9	5	1	2			
18	1	1	1	10	6	2	3			
19	1	1	1	11	7	3	3			
20	1	1	1	12	8	4	3			
21	1	1	1	13	9	5	3			
22	1	2	2	14	10	5	4			
23	1	3	3	15	11	6	4			
24	1	4	4	16	12	6	4			
25	1	5	5	17	13	7	4			
26	1	6	6	18	14	7	4			
27	1	7	7	19	15	8	4			
28	1	8	8	20	16	8	4			
29	1	9	9	21	17	9	5			
30	1	10	10	22	18	9	5			
31	1	11	11	23	19	10	5			
32	1	12	12	24	20	10	5			
33	1	13	13	25	21	11	5			
34	2	14	14	26	22	11	5			
35	3	15	15	27	23	12	5			
36	4	16	16	28	24	12	5			
37	5	17	17	29	25	13	5			
38	6	18	18	30	26	13	5			
39	7	19	19	31	27	13	5			
40	8	20	20	32	28	13	5			
41	9	21	21	33	29	14	5			
42	10	22	22	34	29	14	5			
43	11	23	23	35	30	14	5			
44	12	24	24	36	30	14	5			
45	13	25	25	37	31	15	5			

46	14	26	26	38	31	15				
47	15	27	27	39	32	15				
48	16	28	28	40	32	15				
49	17	29	29	41	33	15				
50	18	30	30	42	33	15				
51	19	31	31	43	34	15				
52	20	32	32	44	34	15				
53	21	33	33	45	35	15				
54	21	33	34	46	35	15				
55	22	34	35	47	36	15				
56	22	34	36	48	36	15				
57	23	35	37	49	37	15				
58	23	35	37	50	37	15				
59	24	36	37	51	38	15				
60	24	36	38	52	38	15				
61	25	37	38	53	38	15				
62	25	38	38	54	38	15				
63	26	39	39	55	38	15				
64	26	40	39	56	38	15				
65	27	41	39	57	38	15				
66	27	41	40	58	38	16				
67	28	42	40	59	38	16				
68	28	42	40	60	38	16				
69	29	43	41	60	39	16				
70	29	43	41	60	39	16				
71	29	44	41	60	39	16				
72	30	44	42	60	39	16				
73	30	45	42	61	39	17				
74	30	45	42	61	39					
75	31	45	43	61	39					
76	31	45	43	61	39					
77	31	45	43	61	39					
78	32	46	44	62	39					
79	32	46	44	62	39					
80	32	46	44	62	39					
81	33	46	45	63	40					
82	33	46	45	64	40					
83	33	47	45	65	40					
84	34	47	45	66	40					
85	34	47	46	67	41					
86	34	47	46	68						
87	35	47	46	69						
88	35	48	46	71						
89	35	48	47	72						
90	36	48	47	74						
91	36	48	47	75						
92	36	48	47	77						
93	37	49	47	78						
94		49	47	80						
95		49	47	82						
96		49	48	83						
97		49	48	84						
98		50	48							
99		50	48							
100		50	48							
101		50	48							
102		50	48							
103		51	49							
104		51	49							
105		51	49							
106		51	49							
107		51	49							
108		52	49							
109		52	49							
110		52								
111		52								
112		52								

113		52							
114		52							
115		52							
116		52							
117		53							
118		53							
119		53							
120		53							
121		53							
122		53							
123		53							
124		53							
125		53							

45	37	33	25	17	37	33	27	5
46	38	34	26	18	38	34	27	5
47	39	35	27	19	39	35	28	5
48	40	36	28	20	40	36	28	5
49	41	37	29	21	41	37	28	5
50	42	38	30	22	42	37	28	5
51	43	39	31	23	43	37	28	5
52	44	40	32	24	44	38	28	5
53	45	41	33	25	45	38	28	5
54	46	42	34	26	46	38	28	
55	47	43	35	27	47	39	28	
56	48	44	36	28	48	39	28	
57	49	45	37	29	49	39	29	
58	50	46	38	30	50	40	29	
59	51	47	39	31	51	40	29	
60	52	48	40	32	52	40	29	
61	53	49	41	33	53	40	29	
62	54	50	42	34	54	40	29	
63	55	51	43	35	55	40	29	
64	56	52	44	36	56	40	29	
65	57	53	45	37	57	40	29	
66	58	54	46	37	58	40	29	
67	59	55	47	38	59	40	29	
68	60	56	48	38	60	41	30	
69	61	57	49	39	60	41	30	
70	62	58	49	39	60	41	30	
71	63	59	50	40	61	41	31	
72	64	60	50	40	62	41	31	
73	65	61	51	41	63	41	31	
74	66	62	51	42	64	41		
75	67	63	52	43	65	41		
76	68	64	52	44	66	41		
77	69	65	53	45	67	41		
78	69	66	54	46	68	41		
79	70	67	55	47	69	41		
80	70	68	56	48	70	42		
81	71	69	57	49	71	42		
82	71	70	58	49	72	42		
83	72	71	59	50	73	43		
84	72	72	60	50	74	43		
85	73	73	61	51	75	43		
86	74	74	62	51	77			
87	75	75	63	52	78			
88	76	76	64	52	80			
89	77	77	65	53	81			
90	78	78	66	53				
91	79	79	67	53				
92	80	80	68	54				
93	81	81	69	54				
94	82	82	70	54				
95	83	83	71	55				
96	84	84	72	55				
97	85	85	73	55				
98	86	86	74	56				
99	87	87	75	56				
100	88	88	76	56				
101	89	89	77	57				
102	90	89	78	58				
103	91	90	79	59				
104	92	90	80	60				
105	93	91	81	60				
106	93	91	82	60				

イ 公安職給料表昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	2	1	1	1	2	1	1	1
11	3	1	1	1	3	1	1	1
12	4	1	1	1	4	1	1	1
13	5	1	1	1	5	1	1	1
14	6	2	1	1	6	2	1	2
15	7	3	1	1	7	3	1	2
16	8	4	1	1	8	4	1	2
17	9	5	1	1	9	5	1	2
18	10	6	1	1	10	6	2	3
19	11	7	1	1	11	7	3	3
20	12	8	1	1	12	8	4	3
21	13	9	1	1	13	9	5	4
22	14	10	2	1	14	10	6	4
23	15	11	3	1	15	11	7	4
24	16	12	4	1	16	12	8	4
25	17	13	5	1	17	13	9	4
26	18	14	6	1	18	14	10	4
27	19	15	7	1	19	15	11	4
28	20	16	8	1	20	16	12	5
29	21	17	9	1	21	17	13	5
30	22	18	10	2	22	18	14	5
31	23	19	11	3	23	19	15	5
32	24	20	12	4	24	20	16	5
33	25	21	13	5	25	21	17	5
34	26	22	14	6	26	22	18	5
35	27	23	15	7	27	23	19	5
36	28	24	16	8	28	24	20	5
37	29	25	17	9	29	25	21	5
38	30	26	18	10	30	26	22	5
39	31	27	19	11	31	27	23	5
40	32	28	20	12	32	28	24	5
41	33	29	21	13	33	29	25	5
42	34	30	22	14	34	30	25	5
43	35	31	23	15	35	31	26	5
44	36	32	24	16	36	32	26	5

107	93	92	83	60				
108	94	92	84	60				
109	94	93	85	60				
110	94	94	85	60				
111	95	95	86	60				
112	95	96	86	60				
113	95	97	87	61				
114	96	98	87	61				
115	96	99	88	61				
116	96	100	88	61				
117	97	101	89	61				
118	97	101	89	61				
119	98	101	90	61				
120	98	102	90	61				
121	99	102	91	61				
122	99	102	91					
123	100	103	92					
124	100	103	92					
125	101	103	92					
126		104	92					
127		104	92					
128		104	92					
129		105	92					
130		105	92					
131		105	92					
132		106	92					
133		106	93					
134		106	93					
135		107	93					
136		107	93					
137		107	93					
138		108	94					
139		108	95					
140		108	96					
141		109	96					
142		109						
143		110						
144		110						
145		111						

15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	1	2
19	1	1	1	3
20	1	1	1	4
21	1	1	1	5
22	2	2	2	6
23	3	3	3	7
24	4	4	4	8
25	5	5	5	9
26	6	6	6	10
27	7	7	7	11
28	8	8	8	12
29	9	9	9	13
30	10	10	9	14
31	11	11	10	15
32	12	12	10	16
33	13	13	11	17
34	13	14	11	18
35	13	15	12	19
36	14	16	12	20
37	14	17	13	21
38	14	17	13	22
39	15	17	14	23
40	15	18	14	24
41	15	18	15	25
42	16	18	15	25
43	16	19	16	25
44	16	19	16	25
45	17	19	17	26
46	17	20	18	26
47	17	20	19	26
48	17	20	20	26
49	17	21	21	27
50	18	21	21	27
51	18	21	22	27
52	18	22	22	27
53	18	22	23	28
54	18	22	23	28
55	19	22	24	28
56	19	23	24	28
57	19	23	25	29
58	19	23	25	29
59	19	23	25	30
60	20	24	25	30
61	20	24	26	31
62	20	24	26	31
63	20	24	26	32
64	20	25	26	32
65	21	25	27	32
66	21	25	27	32
67	22	26	27	32

ウ 海事職給料表昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1

68	22	26	27	33
69	23	27	28	33
70			28	33
71			28	33
72			28	33
73			29	34
74			29	34
75			29	34
76			29	34
77			30	34
78			30	35
79			30	35
80			30	35
81			30	36
82			30	37
83			31	38
84			31	39
85			31	40
86			31	41
87			31	42
88			31	43
89			32	43
90			32	
91			32	
92			32	
93			32	
94			32	
95			33	
96			33	
97			33	
98			33	
99			33	
100			33	
101			34	
102			34	
103			34	
104			34	
105			35	
106			35	
107			35	
108			35	
109			36	

7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	1	1
19	1	1	1	1
20	1	1	1	1
21	1	1	1	1
22	2	1	1	1
23	3	1	1	1
24	4	1	1	1
25	5	1	1	1
26	6	1	1	1
27	7	1	1	1
28	8	1	1	1
29	9	1	1	1
30	10	1	2	1
31	11	1	3	1
32	12	1	4	1
33	13	1	5	1
34	14	1	6	1
35	15	1	7	1
36	16	1	8	1
37	17	1	9	1
38	18	1	10	1
39	19	1	11	1
40	20	1	12	1
41	21	1	13	1
42	22	2	14	2
43	23	3	15	3
44	24	4	16	4
45	25	5	17	5
46	25	6	18	6
47	26	7	19	7
48	26	8	20	8
49	27	9	21	9
50	27	10	22	9
51	28	11	23	10
52	28	12	24	10
53	29	13	25	11
54	29	14	26	11
55	30	15	27	12
56	30	16	28	12
57	31	17	29	13
58	31	18	30	13
59	32	19	31	14
60	32	20	32	14

エ 高等学校教育職給料表昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸			
	2級	特2級	3級	4級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1

61	33	21	33	15
62	33	22	34	15
63	34	23	35	16
64	34	24	36	16
65	35	25	37	17
66	35	26	38	17
67	36	27	39	17
68	36	28	40	18
69	37	29	41	18
70	37	30	42	18
71	38	31	43	19
72	38	32	44	19
73	39	33	45	19
74	39	34	46	
75	40	35	47	
76	40	36	48	
77	41	37	49	
78	41	38	50	
79	42	39	51	
80	42	40	52	
81	43	41	52	
82	43	42	52	
83	44	43	53	
84	44	44	53	
85	45	45	53	
86	45	46	54	
87	46	47	54	
88	46	48	54	
89	47	49	55	
90	47	50	55	
91	48	51	55	
92	48	52	56	
93	49	53	56	
94	49	54	56	
95	50	55	57	
96	50	56	57	
97	51	57	57	
98	51	58	57	
99	52	59	57	
100	52	60	58	
101	53	61	58	
102	53	61	58	
103	54	62	59	
104	54	62	59	
105	55	63	59	
106	55	63		
107	56	64		
108	56	64		
109	57	65		
110	57	66		
111	57	67		
112	57	68		
113	58	69		
114	58	69		

115	58	70		
116	58	70		
117	59	71		
118	59	71		
119	59	72		
120	59	72		
121	60	73		
122	60	73		
123	60	73		
124	60	73		
125	61	73		
126	61	74		
127	61	74		
128	61	74		
129	61	74		
130	61	74		
131	62	75		
132	62	75		
133	62	75		
134	62	75		
135	62	75		
136	62	76		
137	63	76		
138	63	76		
139	63	76		
140	63	76		
141	63	77		
142	63	77		
143	64	78		
144	64	78		
145	64	79		
146	64			
147	64			
148	64			
149	65			
150	65			
151	66			
152	66			
153	67			

オ 中学校及び小学校教育職給料表昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸			
	2級	特2級	3級	4級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1

10	2	1	2	1
11	3	1	3	1
12	4	1	4	1
13	5	1	5	1
14	6	1	6	1
15	7	1	7	1
16	8	1	8	1
17	9	1	9	1
18	10	1	10	1
19	11	1	11	1
20	12	1	12	1
21	13	1	13	1
22	14	1	14	1
23	15	1	15	1
24	16	1	16	1
25	17	1	17	1
26	18	1	18	1
27	19	1	19	1
28	20	1	20	1
29	21	1	21	1
30	22	1	22	1
31	23	1	23	1
32	24	1	24	1
33	25	1	25	1
34	26	1	26	1
35	27	1	27	1
36	28	1	28	1
37	29	1	29	1
38	30	1	30	1
39	31	1	31	1
40	32	1	32	1
41	33	1	33	1
42	34	1	34	1
43	35	1	35	1
44	36	1	36	1
45	37	1	37	1
46	37	1	38	1
47	38	1	39	1
48	38	1	40	1
49	39	1	41	1
50	39	1	42	1
51	40	1	43	1
52	40	1	44	1
53	41	1	45	1
54	41	2	46	1
55	42	3	47	1
56	42	4	48	1
57	43	5	49	1
58	43	6	50	1
59	44	7	51	1
60	44	8	52	1
61	45	9	53	1
62	45	10	54	2

63	46	11	55	3
64	46	12	56	4
65	47	13	57	4
66	47	14	58	4
67	48	15	59	4
68	48	16	60	4
69	49	17	61	5
70	49	18	62	5
71	50	19	63	5
72	50	20	64	5
73	51	21	65	5
74	51	22	66	6
75	52	23	67	6
76	52	24	68	6
77	53	25	69	6
78	53	26	70	6
79	53	27	71	7
80	54	28	72	7
81	54	29	72	7
82	54	30	72	7
83	55	31	72	7
84	55	32	72	7
85	55	33	72	8
86	56	34	72	8
87	56	35	72	8
88	56	36	72	8
89	57	37	72	9
90	57	38	73	9
91	58	39	74	10
92	58	40	75	10
93	59	41	75	11
94	59	42	76	
95	60	43	77	
96	60	44	78	
97	61	45	79	
98	61	46	80	
99	61	47	81	
100	61	48	82	
101	62	49	83	
102	62	50	84	
103	62	51	85	
104	62	52	86	
105	63	53	86	
106	63	53		
107	63	54		
108	63	54		
109	64	55		
110	64	55		
111	64	56		
112	64	56		
113	65	57		
114	65	58		
115	65	59		

116	65	60		
117	66	61		
118	66	62		
119	66	63		
120	66	64		
121	67	65		
122	67	65		
123	67	66		
124	67	66		
125	68	67		
126		67		
127		68		
128		68		
129		69		
130		70		
131		71		
132		72		
133		73		
134		73		
135		73		
136		74		
137		74		
138		74		
139		75		
140		75		
141		75		
142		76		
143		76		
144		76		
145		77		
146		77		
147		77		
148		78		
149		78		
150		78		
151		79		
152		79		
153		79		
154		80		
155		80		
156		80		
157		81		

7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	2
14	1	1	1	2
15	1	1	1	2
16	1	1	1	2
17	1	1	1	2
18	1	1	1	2
19	1	1	1	2
20	1	1	1	3
21	1	1	1	3
22	1	1	1	3
23	1	1	1	3
24	1	1	1	3
25	1	1	1	3
26	2	1	2	3
27	3	1	3	4
28	4	1	4	4
29	5	1	5	4
30	6	1	6	4
31	7	1	7	4
32	8	1	8	4
33	9	1	9	4
34	10	1	10	5
35	11	1	11	5
36	12	1	12	5
37	13	1	13	5
38	14	1	13	5
39	15	1	14	5
40	16	1	14	5
41	17	1	15	6
42	17	2	15	6
43	18	3	16	6
44	18	4	16	6
45	19	5	17	6
46	19	6	18	6
47	20	7	19	6
48	20	8	20	6
49	21	9	21	6
50	22	9	21	7
51	23	9	21	7
52	24	10	22	7
53	25	10	22	7
54	25	10	22	7
55	26	11	23	7
56	26	11	23	7
57	27	11	23	7
58	27	12	24	7
59	28	12	24	7

カ 研究職給料表昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1

60	28	12	24	7
61	29	13	25	7
62	29	13	25	7
63	29	14	26	7
64	30	14	26	7
65	30	15	26	7
66	30	15	26	7
67	31	16	27	7
68	31	16	27	7
69	31	17	27	7
70	32	17	28	
71	32	17	28	
72	32	18	28	
73	33	18	29	
74	33	18	29	
75	34	19	29	
76	34	19	30	
77	35	19	30	
78	35	20	30	
79	36	20	31	
80	36	20	31	
81	37	21	31	
82	37	22	32	
83	38	23	32	
84	38	24	32	
85	39	25	33	
86	39	25	33	
87	40	25	33	
88	40	25	34	
89	41	26	34	
90	41	26	34	
91	42	26	35	
92	42	26	35	
93	43	27	35	
94	43	27		
95	44	27		
96	44	27		
97	45	28		
98	46	28		
99	47	28		
100	48	28		
101	49	29		
102	50	29		
103	51	29		
104	52	30		
105	53	30		
106	53	30		
107	53	30		
108	54	30		
109	54	31		
110	54	31		
111	55	31		
112	55	31		

113	55	31		
114	56	32		
115	56	32		
116	56	32		
117	57	32		
118	57	32		
119	58	33		
120	58	33		
121	59	33		

キ 医療職給料表(1)昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	1	2	1
23	1	3	1
24	1	4	2
25	1	5	2
26	1	6	2
27	1	7	3
28	1	8	3
29	1	9	3
30	1	10	3
31	1	11	4
32	1	12	4
33	1	13	4
34	2	14	5
35	3	15	5
36	4	16	5

37	5	17	5
38	6	18	5
39	7	19	5
40	8	20	5
41	9	21	5
42	10	21	5
43	11	22	5
44	12	22	5
45	13	23	5
46	13	23	5
47	13	24	5
48	14	24	5
49	14	25	5
50	14	25	5
51	14	26	5
52	15	26	5
53	15	27	5
54	15	27	5
55	15	28	5
56	16	28	5
57	16	29	5
58	16	29	5
59	16	29	5
60	17	30	5
61	17	30	5
62	17	30	5
63	18	31	5
64	18	31	5
65	19	31	5
66		32	5
67		32	5
68		32	5
69		32	5
70		32	5
71		33	5
72		33	5
73		33	5
74		33	
75		33	
76		34	
77		34	
78		34	
79		34	
80		34	
81		35	
82		35	
83		35	
84		35	
85		35	

ク 医療職給料表(2)昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1	1
18	1	1	6	1	1	1	1
19	1	1	7	1	1	1	1
20	1	1	8	1	1	1	1
21	1	1	9	1	1	1	1
22	2	2	10	2	2	2	1
23	3	3	11	3	3	3	1
24	4	4	12	4	4	4	1
25	5	5	13	5	5	5	1
26	6	6	14	6	6	5	1
27	7	7	15	7	7	6	1
28	8	8	16	8	8	6	1
29	9	9	17	9	9	7	1
30	10	10	18	10	10	7	1
31	11	11	19	11	11	8	1
32	12	12	20	12	12	8	1
33	13	13	21	13	13	9	1
34	14	14	22	14	14	9	1
35	15	15	23	15	15	9	1
36	16	16	24	16	16	9	1
37	17	17	25	17	17	9	1
38	18	18	26	18	18	9	
39	19	19	27	19	19	9	
40	20	20	28	20	20	10	
41	21	21	29	21	21	10	
42	22	22	30	22	21	10	
43	23	23	31	23	21	10	
44	24	24	32	24	22	10	
45	25	25	33	25	22	10	
46	25	26	34	25	22	10	
47	26	27	35	26	23	11	
48	26	28	36	26	23	11	
49	27	29	37	27	23	11	
50	27	30	38	27	24	11	
51	28	31	39	28	24	11	

52	28	32	40	28	24	11	
53	29	33	41	29	25	11	
54	29	34	42	29	25	11	
55	30	35	43	30	26	12	
56	30	36	44	30	26	12	
57	31	37	45	31	27	12	
58	31	38	46	31	27		
59	32	39	47	32	28		
60	32	40	48	32	28		
61	33	41	49	33	28		
62	33	42	50	33	28		
63	34	43	51	33	28		
64	34	44	52	34	29		
65	35	45	53	34	29		
66	35	46	54	34	29		
67	36	47	55	35	29		
68	36	48	56	35	29		
69	37	49	57	35	30		
70	37	49	57	36	30		
71	38	50	58	36	30		
72	38	50	58	36	30		
73	39	51	59	37	30		
74	39	51	59	37	31		
75	40	52	60	37	31		
76	40	52	60	37	31		
77	41	53	61	38	31		
78	41	53	61	38	32		
79	41	53	62	38	32		
80	42	54	62	38	32		
81	42	54	63	39	33		
82	42	54	63	39			
83	43	55	64	39			
84	43	55	64	39			
85	43	55	65	39			
86		56	66	40			
87		56	67	40			
88		56	68	40			
89		56	69	40			
90		56	69	40			
91		57	70	41			
92		57	70	41			
93		57	70	41			
94		57	70	41			
95		57	70	41			
96		58	70	42			
97		58	70	42			
98		58	70	42			
99		58	70	42			
100		58	70	42			
101		59	70	43			
102		59	70				
103		59	70				
104		59	70				
105		59	70				
106			70				
107			70				

108			70				
109			70				

ケ 医療職給料表(3)昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	1	1	1
19	3	1	7	1	1	1
20	4	1	8	1	1	1
21	5	1	9	1	1	1
22	6	1	10	2	1	2
23	7	1	11	3	1	3
24	8	1	12	4	1	4
25	9	1	13	5	1	5
26	10	1	14	6	2	6
27	11	1	15	7	3	7
28	12	1	16	8	4	8
29	13	1	17	9	5	9
30	14	2	18	10	6	10
31	15	3	19	11	7	11
32	16	4	20	12	8	12
33	17	5	21	13	9	13
34	18	6	22	14	10	14
35	19	7	23	15	11	15
36	20	8	24	16	12	16
37	21	9	25	17	13	17
38	22	10	26	18	14	18
39	23	11	27	19	15	19
40	24	12	28	20	16	20
41	25	13	29	21	17	20

42	26	14	30	22	17	20
43	27	15	31	23	18	20
44	28	16	32	24	18	20
45	29	17	33	25	19	21
46	30	18	34	26	19	21
47	31	19	35	27	20	21
48	32	20	36	28	20	21
49	33	21	37	29	21	21
50	34	22	38	30	21	22
51	35	23	39	31	22	22
52	36	24	40	32	22	22
53	37	25	41	33	23	22
54	38	26	42	34	23	22
55	39	27	43	35	24	23
56	40	28	44	36	24	23
57	41	29	45	37	25	23
58	41	30	46	38	25	23
59	42	31	47	39	26	23
60	42	32	48	40	26	23
61	43	33	49	41	27	24
62	43	34	50	42	27	24
63	44	35	51	43	28	24
64	44	36	52	44	28	24
65	45	37	53	45	29	25
66	46	38	54	45	29	25
67	47	39	55	46	29	26
68	48	40	56	46	29	26
69	49	41	57	47	29	27
70	50	42	58	47	29	
71	51	43	59	48	30	
72	52	44	60	48	30	
73	53	45	61	49	30	
74	54	46	62	50	30	
75	55	47	63	51	30	
76	56	48	64	52	30	
77	57	49	65	53	31	
78	58	50	66	53	31	
79	59	51	67	54	31	
80	60	52	68	54	31	
81	61	53	69	55	31	
82	62	54	70	55	31	
83	63	55	71	56	32	
84	64	56	72	56	32	
85	65	57	73	57	32	
86	65	58	74	57		
87	66	59	75	58		
88	66	60	76	58		
89	67	61	77	59		
90	67	62	78	59		

91	68	63	79	60		
92	68	64	80	60		
93	69	65	81	60		
94	70	66	81	60		
95	71	67	82	61		
96	72	68	82	61		
97	73	69	83	61		
98	74	70	83	61		
99	75	71	84	62		
100	76	72	84	62		
101	77	73	85	62		
102	77	74	86	62		
103	78	75	87	63		
104	78	76	88	63		
105	79	77	88	63		
106	79	77	88	63		
107	80	77	89	64		
108	80	78	89	64		
109	81	78	89	65		
110	81	78	90			
111	81	79	90			
112	81	79	90			
113	81	79	91			
114	82	80	91			
115	82	80	91			
116	82	80	92			
117	82	81	92			
118	82	81	92			
119	83	81	93			
120	83	81	93			
121	83	82	93			
122	83	82				
123	83	82				
124	84	82				
125	84	83				
126	84	83				
127	84	83				
128	84	83				
129	85	84				
130	85	84				
131	85	84				
132	86	84				
133	86	85				
134	86	85				
135	87	85				
136	87	86				
137	87	86				
138	88	86				
139	88	86				

140	88	86							
141	89	87							
142	89	87							
143	89	87							
144	89	87							
145	90	87							
146	90	88							
147	90	88							
148	90	88							
149	91	88							
150	91	88							
151	91	89							
152	91	89							
153	92	89							
154	92								
155	92								
156	92								
157	93								
158	93								
159	93								
160	94								
161	94								
162	94								
163	95								
164	95								
165	95								
166	96								
167	96								
168	96								
169	97								

21	54	41	41	29	33	73			
22	56	42	42	30	34	73			
23	58	43	43	31	35	73			
24	60	44	44	32	36	73			
25	62	45	45	33	37	73			
26	64	46	46	34	38	73			
27	66	47	47	35	39	73			
28	68	48	48	36	40	73			
29	71	49	49	37	42	73			
30	74	50	50	38	44	73			
31	77	51	51	39	46	73			
32	80	52	52	40	48	73			
33	83	54	53	41	50	73			
34	86	56	54	42	52	73			
35	89	58	55	43	54	73			
36	92	60	56	44	56	73			
37	93	61	59	45	58	73			
38	93	62	62	46	68	73			
39	93	63	65	47	80	73			
40	93	64	68	48	84	73			
41	93	66	71	49	85	73			
42	93	68	74	50	85	73			
43	93	70	77	51	85	73			
44	93	72	80	52	85	73			
45	93	77	84	53	85	73			
46	93	82	88	54	85				
47	93	87	95	55	85				
48	93	92	102	56	85				
49	93	97	109	57	85				
50	93	102	109	58	85				
51	93	107	109	59	85				
52	93	116	109	60	85				
53	93	125	109	61	85				
54	93	125	109	62	85				
55	93	125	109	63	85				
56	93	125	109	64	85				
57	93	125	109	65	85				
58	93	125	109	66	85				
59	93	125	109	67	85				
60	93	125	109	72	85				
61	93	125	109	77	85				
62	93	125	109	80	85				
63	93	125	109	81	85				
64	93	125	109	82	85				
65	93	125	109	83	85				
66	93	125	109	84	85				
67	93	125	109	85	85				
68	93	125	109	86	85				
69	93	125	109	87	85				
70	93	125	109	88	85				
71	93	125	109	88	85				
72	93	125	109	89	85				
73	93	125	109	90	85				
74	93	125	109	90					
75	93	125	109	91					
76	93	125	109	92					
77	93	125	109	92					
78	93	125	109	93					
79	93	125	109	94					
80	93	125	109	94					
81	93	125	109	95					
82	93	125	109	95					
83	93	125	109	96					
84	93	125	109	97					
85	93	125	109	97					
86	93	125	109						
87	93	125	109						
88	93	125	109						

ア 行政職給料表降格時号俸対応表

降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	33	21	21	9	13	17	12	1	1
2	33	22	22	10	14	18	17	2	2
3	33	23	23	11	15	19	21	3	3
4	34	24	24	12	16	20	28	4	9
5	35	25	25	13	17	22	45	9	9
6	36	26	26	14	18	24	45	9	9
7	38	27	27	15	19	26	45	9	9
8	39	28	28	16	20	28	45	9	9
9	41	29	29	17	21	30	45	9	
10	42	30	30	18	22	32			
11	43	31	31	19	23	34			
12	44	32	32	20	24	36			
13	45	33	33	21	25	40			
14	46	34	34	22	26	44			
15	47	35	35	23	27	65			
16	48	36	36	24	28	72			
17	49	37	37	25	29	73			
18	50	38	38	26	30	73			
19	51	39	39	27	31	73			
20	52	40	40	28	32	73			

89	93	125	109								
90	93	125	109								
91	93	125	109								
92	93	125	109								
93	93	125	109								
94	93	125	109								
95	93	125	109								
96	93	125	109								
97	93	125	109								
98	93	125									
99	93	125									
100	93	125									
101	93	125									
102	93	125									
103	93	125									
104	93	125									
105	93	125									
106	93	125									
107	93	125									
108	93	125									
109	93	125									
110	93										
111	93										
112	93										
113	93										
114	93										
115	93										
116	93										
117	93										
118	93										
119	93										
120	93										
121	93										
122	93										
123	93										
124	93										
125	93										

イ 公安職給料表降格時号俸対応表

降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	9	13	21	29	9	13	17	13
2	10	13	22	30	10	14	18	17
3	10	13	23	31	11	15	19	20
4	11	14	24	32	12	16	20	27
5	12	15	25	33	13	17	21	53
6	13	16	26	34	14	18	22	53
7	14	17	27	35	15	19	23	53
8	15	18	28	36	16	20	24	53
9	16	19	29	37	17	21	25	53
10	17	20	30	38	18	22	26	
11	18	22	31	39	19	23	27	
12	19	23	32	40	20	24	28	
13	20	24	33	41	21	25	29	
14	21	25	34	42	22	26	30	
15	22	26	35	43	23	27	31	
16	23	27	36	44	24	28	32	
17	24	28	37	45	25	29	33	
18	25	30	38	46	26	30	34	
19	27	30	39	47	27	31	35	
20	28	32	40	48	28	32	36	
21	29	33	41	49	29	33	37	
22	29	34	42	50	30	34	38	

23	30	35	43	51	31	35	39				
24	31	36	44	52	32	36	40				
25	33	37	45	53	33	37	42				
26	33	38	46	54	34	38	44				
27	34	39	47	55	35	39	46				
28	35	40	48	56	36	40	56				
29	37	41	49	57	37	41	67				
30	38	42	50	58	38	42	70				
31	39	43	51	59	39	43	73				
32	40	44	52	60	40	44	73				
33	41	45	53	61	41	45	73				
34	42	46	54	62	42	46	73				
35	43	47	55	63	43	47	73				
36	44	48	56	64	44	48	73				
37	45	49	57	66	45	51	73				
38	46	50	58	68	46	54	73				
39	47	51	59	70	47	57	73				
40	48	52	60	72	48	67	73				
41	49	53	61	73	49	79	73				
42	50	54	62	74	50	82	73				
43	51	55	63	75	51	85	73				
44	52	56	64	76	52	85	73				
45	53	57	65	77	53	85	73				
46	54	58	66	78	54	85	73				
47	55	59	67	79	55	85	73				
48	56	60	68	80	56	85	73				
49	57	61	70	82	57	85	73				
50	58	62	72	84	58	85	73				
51	59	63	74	86	59	85	73				
52	60	64	76	88	60	85	73				
53	61	65	77	91	61	85	73				
54	62	66	78	94	62	85					
55	63	67	79	97	63	85					
56	64	68	80	100	64	85					
57	65	69	81	101	65	85					
58	66	70	82	102	66	85					
59	67	71	83	103	67	85					
60	68	72	84	112	70	85					
61	69	73	85	121	71	85					
62	70	74	86	121	72	85					
63	71	75	87	121	73	85					
64	72	76	88	121	74	85					
65	73	77	89	121	75	85					
66	74	78	90	121	76	85					
67	75	79	91	121	77	85					
68	76	80	92	121	78	85					
69	78	81	93	121	79	85					
70	80	82	94	121	80	85					
71	82	83	95	121	81	85					
72	84	84	96	121	82	85					
73	85	85	97	121	83	85					
74	86	86	98	121	84						
75	87	87	99	121	85						
76	88	88	100	121	86						
77	89	89	101	121	86						
78	90	90	102	121	87						
79	91	91	103	121	88						
80	92	92	104	121	88						
81	93	93	105	121	89						
82	94	94	106	121	89						
83	95	95	107	121	89						
84	96	96	108	121	89						

85	97	97	110	121	89			
86	98	98	112	121				
87	99	99	114	121				
88	100	100	116	121				
89	101	102	118	121				
90	102	104	120					
91	103	106	122					
92	104	108	132					
93	107	109	137					
94	110	110	138					
95	113	111	139					
96	116	112	141					
97	118	113	141					
98	120	114	141					
99	122	115	141					
100	124	116	141					
101	125	119	141					
102	125	122	141					
103	125	125	141					
104	125	128	141					
105	125	131	141					
106	125	134	141					
107	125	137	141					
108	125	140	141					
109	125	142	141					
110	125	144	141					
111	125	145	141					
112	125	145	141					
113	125	145	141					
114	125	145	141					
115	125	145	141					
116	125	145	141					
117	125	145	141					
118	125	145	141					
119	125	145	141					
120	125	145	141					
121	125	145	141					
122	125	145						
123	125	145						
124	125	145						
125	125	145						
126	125	145						
127	125	145						
128	125	145						
129	125	145						
130	125	145						
131	125	145						
132	125	145						
133	125	145						
134	125	145						
135	125	145						
136	125	145						
137	125	145						
138	125	145						
139	125	145						
140	125	145						
141	125	145						
142	125							
143	125							
144	125							
145	125							

ウ 海事職給料表降格時号俸対応表

降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸			
	1級	2級	3級	4級
1	21	21	21	17
2	22	22	22	18
3	23	23	23	19
4	24	24	24	20
5	25	25	25	21
6	26	26	26	22
7	27	27	27	23
8	28	28	28	24
9	29	29	30	25
10	30	30	32	26
11	31	31	34	27
12	32	32	36	28
13	35	33	38	29
14	38	34	40	30
15	41	35	42	31
16	44	36	44	32
17	49	39	45	33
18	54	42	46	34
19	59	45	47	35
20	64	48	48	36
21	66	51	50	37
22	68	55	52	38
23	69	59	54	39
24	69	63	56	40
25	69	66	60	44
26	69	68	64	48
27	69	69	68	52
28	69	69	72	56
29	69	69	76	58
30	69	69	82	60
31	69	69	88	62
32	69	69	94	67
33	69	69	100	72
34	69	69	104	77
35	69	69	108	80
36	69	69	109	81
37	69	69	109	82
38	69	69	109	83
39	69	69	109	84
40	69	69	109	85
41	69	69	109	86
42	69	69	109	87
43	69	69	109	89
44	69	69	109	89
45	69	69	109	89
46	69	69	109	89
47	69	69	109	89
48	69	69	109	89
49	69	69	109	89

50	69	69	109	89
51	69	69	109	89
52	69	69	109	89
53	69	69	109	89
54	69	69	109	89
55	69	69	109	89
56	69	69	109	89
57	69	69	109	89
58	69	69	109	89
59	69	69	109	89
60	69	69	109	89
61	69	69	109	89
62	69	69	109	89
63	69	69	109	89
64	69	69	109	89
65	69	69	109	89
66	69	69	109	89
67	69	69	109	89
68	69	69	109	89
69	69	69	109	89
70		69	109	
71		69	109	
72		69	109	
73		69	109	
74		69	109	
75		69	109	
76		69	109	
77		69	109	
78		69	109	
79		69	109	
80		69	109	
81		69	109	
82		69	109	
83		69	109	
84		69	109	
85		69	109	
86		69	109	
87		69	109	
88		69	109	
89		69	109	
90		69		
91		69		
92		69		
93		69		
94		69		
95		69		
96		69		
97		69		
98		69		
99		69		
100		69		
101		69		
102		69		
103		69		

104		69		
105		69		
106		69		
107		69		
108		69		
109		69		

エ 高等学校教育職給料表降格時号俸対応表

降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸			
	1級	2級	特2級	3級
1	21	41	29	41
2	22	42	30	42
3	23	43	31	43
4	24	44	32	44
5	25	45	33	45
6	26	45	34	46
7	27	46	35	47
8	28	47	36	48
9	29	48	37	50
10	30	49	38	52
11	31	50	39	54
12	32	51	40	56
13	33	52	41	58
14	34	54	42	60
15	35	55	43	62
16	36	56	44	64
17	37	57	45	67
18	38	58	46	70
19	39	59	47	73
20	40	60	48	73
21	41	61	49	73
22	42	62	50	73
23	43	63	51	73
24	44	64	52	73
25	46	65	53	73
26	48	66	54	73
27	50	67	55	73
28	52	68	56	73
29	54	69	57	73
30	56	70	58	73
31	58	71	59	73
32	60	72	60	73
33	62	73	61	73
34	64	74	62	
35	66	75	63	
36	68	76	64	
37	70	77	65	
38	72	78	66	
39	74	79	67	
40	76	80	68	
41	78	81	69	
42	80	82	70	

43	82	83	71
44	84	84	72
45	86	85	73
46	88	86	74
47	90	87	75
48	92	88	76
49	94	89	77
50	96	90	78
51	98	91	79
52	100	92	82
53	102	93	85
54	104	94	88
55	106	95	91
56	108	96	94
57	112	97	99
58	116	98	102
59	120	99	105
60	124	100	105
61	130	102	105
62	136	104	105
63	142	106	105
64	148	108	105
65	150	109	105
66	152	110	105
67	153	111	105
68	153	112	105
69	153	114	105
70	153	116	105
71	153	118	105
72	153	120	105
73	153	125	105
74	153	130	
75	153	135	
76	153	140	
77	153	142	
78	153	144	
79	153	145	
80	153	145	
81	153	145	
82	153	145	
83	153	145	
84	153	145	
85	153	145	
86	153	145	
87	153	145	
88	153	145	
89	153	145	
90	153	145	
91	153	145	
92	153	145	
93	153	145	
94	153	145	
95	153	145	
96	153	145	

97	153	145	
98	153	145	
99	153	145	
100	153	145	
101	153	145	
102	153	145	
103	153	145	
104	153	145	
105	153	145	
106	153		
107	153		
108	153		
109	153		
110	153		
111	153		
112	153		
113	153		
114	153		
115	153		
116	153		
117	153		
118	153		
119	153		
120	153		
121	153		
122	153		
123	153		
124	153		
125	153		
126	153		
127	153		
128	153		
129	153		
130	153		
131	153		
132	153		
133	153		
134	153		
135	153		
136	153		
137	153		
138	153		
139	153		
140	153		
141	153		
142	153		
143	153		
144	153		
145	153		

オ 中学校及び小学校教育職給料表降格時号俸対応表

降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸			
	1級	2級	特2級	3級

1	9	53	9	61
2	10	54	10	62
3	10	55	11	63
4	11	56	12	68
5	12	57	13	73
6	13	57	14	78
7	14	58	15	84
8	15	59	16	88
9	17	60	17	90
10	18	61	18	92
11	19	62	19	93
12	20	63	20	93
13	21	64	21	93
14	22	66	22	93
15	23	67	23	93
16	24	68	24	93
17	25	69	25	93
18	26	70	26	93
19	27	71	27	93
20	28	72	28	93
21	29	73	29	93
22	30	74	30	93
23	31	75	31	93
24	32	76	32	93
25	33	77	33	93
26	34	78	34	93
27	35	79	35	93
28	36	80	36	93
29	37	81	37	93
30	38	82	38	93
31	39	83	39	93
32	40	84	40	93
33	41	85	41	93
34	42	86	42	
35	43	87	43	
36	44	88	44	
37	46	89	45	
38	48	90	46	
39	50	91	47	
40	52	92	48	
41	54	93	49	
42	56	94	50	
43	58	95	51	
44	60	96	52	
45	62	97	53	
46	64	98	54	
47	66	99	55	
48	68	100	56	
49	70	101	57	
50	72	102	58	
51	74	103	59	
52	76	104	60	
53	79	106	61	
54	82	108	62	

55	85	110	63	
56	88	112	64	
57	90	113	65	
58	92	114	66	
59	94	115	67	
60	96	116	68	
61	100	117	69	
62	104	118	70	
63	108	119	71	
64	112	120	72	
65	116	122	73	
66	120	124	74	
67	124	126	75	
68	125	128	76	
69	125	129	77	
70	125	130	78	
71	125	131	79	
72	125	132	89	
73	125	135	90	
74	125	138	91	
75	125	141	93	
76	125	144	94	
77	125	147	95	
78	125	150	96	
79	125	153	97	
80	125	156	98	
81	125	157	99	
82	125	157	100	
83	125	157	101	
84	125	157	102	
85	125	157	103	
86	125	157	105	
87	125	157	105	
88	125	157	105	
89	125	157	105	
90	125	157	105	
91	125	157	105	
92	125	157	105	
93	125	157	105	
94	125	157		
95	125	157		
96	125	157		
97	125	157		
98	125	157		
99	125	157		
100	125	157		
101	125	157		
102	125	157		
103	125	157		
104	125	157		
105	125	157		
106	125			
107	125			
108	125			

109	125			
110	125			
111	125			
112	125			
113	125			
114	125			
115	125			
116	125			
117	125			
118	125			
119	125			
120	125			
121	125			
122	125			
123	125			
124	125			
125	125			
126	125			
127	125			
128	125			
129	125			
130	125			
131	125			
132	125			
133	125			
134	125			
135	125			
136	125			
137	125			
138	125			
139	125			
140	125			
141	125			
142	125			
143	125			
144	125			
145	125			
146	125			
147	125			
148	125			
149	125			
150	125			
151	125			
152	125			
153	125			
154	125			
155	125			
156	125			
157	125			

1	25	41	25	12
2	26	42	26	19
3	27	43	27	26
4	28	44	28	33
5	29	45	29	40
6	30	46	30	49
7	31	47	31	69
8	32	48	32	69
9	33	51	33	69
10	34	54	34	69
11	35	57	35	69
12	36	60	36	69
13	37	62	38	69
14	38	64	40	69
15	39	66	42	
16	40	68	44	
17	42	71	45	
18	44	74	46	
19	46	77	47	
20	48	80	48	
21	49	81	51	
22	50	82	54	
23	51	83	57	
24	52	84	60	
25	54	88	62	
26	56	92	66	
27	58	96	69	
28	60	100	72	
29	63	103	75	
30	66	108	78	
31	69	113	81	
32	72	118	84	
33	74	121	87	
34	76	121	90	
35	78	121	93	
36	80	121	93	
37	82	121	93	
38	84	121	93	
39	86	121	93	
40	88	121	93	
41	90	121	93	
42	92	121	93	
43	94	121	93	
44	96	121	93	
45	97	121	93	
46	98	121	93	
47	99	121	93	
48	100	121	93	
49	101	121	93	
50	102	121	93	
51	103	121	93	
52	104	121	93	
53	107	121	93	
54	110	121	93	

カ 研究職給料表降格時号俸対応表

降格した日の 前日に受け ていた号俸	降 格 後 の 号 俸			
	1級	2級	3級	4級

55	113	121	93
56	116	121	93
57	118	121	93
58	120	121	93
59	121	121	93
60	121	121	93
61	121	121	93
62	121	121	93
63	121	121	93
64	121	121	93
65	121	121	93
66	121	121	93
67	121	121	93
68	121	121	93
69	121	121	93
70	121	121	
71	121	121	
72	121	121	
73	121	121	
74	121	121	
75	121	121	
76	121	121	
77	121	121	
78	121	121	
79	121	121	
80	121	121	
81	121	121	
82	121	121	
83	121	121	
84	121	121	
85	121	121	
86	121	121	
87	121	121	
88	121	121	
89	121	121	
90	121	121	
91	121	121	
92	121	121	
93	121	121	
94	121		
95	121		
96	121		
97	121		
98	121		
99	121		
100	121		
101	121		
102	121		
103	121		
104	121		
105	121		
106	121		
107	121		
108	121		

109	121		
110	121		
111	121		
112	121		
113	121		
114	121		
115	121		
116	121		
117	121		
118	121		
119	121		
120	121		
121	121		

キ 医療職給料表(1)降格時号俸対応表

降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸		
	1級	2級	3級
1	33	21	23
2	34	22	26
3	35	23	30
4	36	24	33
5	37	25	73
6	38	26	73
7	39	27	73
8	40	28	73
9	41	29	73
10	42	30	73
11	43	31	
12	44	32	
13	47	33	
14	51	34	
15	55	35	
16	59	36	
17	62	37	
18	64	38	
19	65	39	
20	65	40	
21	65	42	
22	65	44	
23	65	46	
24	65	48	
25	65	50	
26	65	52	
27	65	54	
28	65	56	
29	65	59	
30	65	62	
31	65	65	
32	65	70	

33	65	75	
34	65	80	
35	65	85	
36	65	85	
37	65	85	
38	65	85	
39	65	85	
40	65	85	
41	65	85	
42	65	85	
43	65	85	
44	65	85	
45	65	85	
46	65	85	
47	65	85	
48	65	85	
49	65	85	
50	65	85	
51	65	85	
52	65	85	
53	65	85	
54	65	85	
55	65	85	
56	65	85	
57	65	85	
58	65	85	
59	65	85	
60	65	85	
61	65	85	
62	65	85	
63	65	85	
64	65	85	
65	65	85	
66	65	85	
67	65	85	
68	65	85	
69	65	85	
70	65	85	
71	65	85	
72	65	85	
73	65	85	
74	65		
75	65		
76	65		
77	65		
78	65		
79	65		
80	65		
81	65		
82	65		

83	65		
84	65		
85	65		

ク 医療職給料表(2)降格時号俸対応表

降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	21	21	13	21	21	21	37
2	22	22	14	22	22	22	37
3	23	23	15	23	23	23	37
4	24	24	16	24	24	24	37
5	25	25	17	25	25	26	37
6	26	26	18	26	26	28	37
7	27	27	19	27	27	30	37
8	28	28	20	28	28	32	37
9	29	29	21	29	29	39	37
10	30	30	22	30	30	46	37
11	31	31	23	31	31	54	37
12	32	32	24	32	32	57	37
13	33	33	25	33	33	57	37
14	34	34	26	34	34	57	37
15	35	35	27	35	35	57	37
16	36	36	28	36	36	57	37
17	37	37	29	37	37	57	37
18	38	38	30	38	38	57	37
19	39	39	31	39	39	57	37
20	40	40	32	40	40	57	37
21	41	41	33	41	43	57	37
22	42	42	34	42	46	57	
23	43	43	35	43	49	57	
24	44	44	36	44	52	57	
25	46	45	37	46	54	57	
26	48	46	38	48	56	57	
27	50	47	39	50	58	57	
28	52	48	40	52	63	57	
29	54	49	41	54	68	57	
30	56	50	42	56	73	57	
31	58	51	43	58	77	57	
32	60	52	44	60	80	57	
33	62	53	45	63	81	57	
34	64	54	46	66	81	57	
35	66	55	47	69	81	57	
36	68	56	48	72	81	57	
37	70	57	49	76	81	57	
38	72	58	50	80	81		
39	74	59	51	85	81		
40	76	60	52	90	81		
41	79	61	53	95	81		
42	82	62	54	100	81		
43	85	63	55	101	81		
44	85	64	56	101	81		
45	85	65	57	101	81		
46	85	66	58	101	81		
47	85	67	59	101	81		

48	85	68	60	101	81		
49	85	70	61	101	81		
50	85	72	62	101	81		
51	85	74	63	101	81		
52	85	76	64	101	81		
53	85	79	65	101	81		
54	85	82	66	101	81		
55	85	85	67	101	81		
56	85	90	68	101	81		
57	85	95	70	101	81		
58	85	100	72	101			
59	85	105	74	101			
60	85	105	76	101			
61	85	105	78	101			
62	85	105	80	101			
63	85	105	82	101			
64	85	105	84	101			
65	85	105	85	101			
66	85	105	86	101			
67	85	105	87	101			
68	85	105	88	101			
69	85	105	90	101			
70	85	105	109	101			
71	85	105	109	101			
72	85	105	109	101			
73	85	105	109	101			
74	85	105	109	101			
75	85	105	109	101			
76	85	105	109	101			
77	85	105	109	101			
78	85	105	109	101			
79	85	105	109	101			
80	85	105	109	101			
81	85	105	109	101			
82	85	105	109				
83	85	105	109				
84	85	105	109				
85	85	105	109				
86	85	105	109				
87	85	105	109				
88	85	105	109				
89	85	105	109				
90	85	105	109				
91	85	105	109				
92	85	105	109				
93	85	105	109				
94	85	105	109				
95	85	105	109				
96	85	105	109				
97	85	105	109				
98	85	105	109				
99	85	105	109				
100	85	105	109				
101	85	105	109				
102	85	105					
103	85	105					

104	85	105					
105	85	105					
106		105					
107		105					
108		105					
109		105					

ケ 医療職給料表(3)降格時号俸対応表

降格した日の 前日に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	17	29	13	21	25	21
2	17	30	14	22	26	22
3	17	31	15	23	27	23
4	18	32	16	24	28	24
5	19	33	17	25	29	25
6	20	34	18	26	30	26
7	21	35	19	27	31	27
8	22	36	20	28	32	28
9	24	37	21	29	33	29
10	25	38	22	30	34	30
11	26	39	23	31	35	31
12	28	40	24	32	36	32
13	29	41	25	33	37	33
14	30	42	26	34	38	34
15	31	43	27	35	39	35
16	32	44	28	36	40	36
17	33	45	29	37	42	37
18	34	46	30	38	44	38
19	35	47	31	39	46	39
20	36	48	32	40	48	44
21	37	49	33	41	50	49
22	38	50	34	42	52	54
23	39	51	35	43	54	60
24	40	52	36	44	56	64
25	41	53	37	45	58	66
26	42	54	38	46	60	68
27	43	55	39	47	62	69
28	44	56	40	48	64	69
29	45	57	41	49	70	69
30	46	58	42	50	76	69
31	47	59	43	51	82	69
32	48	60	44	52	85	69
33	49	61	45	53	85	69
34	50	62	46	54	85	69
35	51	63	47	55	85	69
36	52	64	48	56	85	69
37	53	65	49	57	85	69
38	54	66	50	58	85	69
39	55	67	51	59	85	69

40	56	68	52	60	85	69
41	58	69	53	61	85	69
42	60	70	54	62	85	
43	62	71	55	63	85	
44	64	72	56	64	85	
45	65	73	57	66	85	
46	66	74	58	68	85	
47	67	75	59	70	85	
48	68	76	60	72	85	
49	69	77	61	73	85	
50	70	78	62	74	85	
51	71	79	63	75	85	
52	72	80	64	76	85	
53	73	81	65	78	85	
54	74	82	66	80	85	
55	75	83	67	82	85	
56	76	84	68	84	85	
57	77	85	69	86	85	
58	78	86	70	88	85	
59	79	87	71	90	85	
60	80	88	72	94	85	
61	81	89	73	98	85	
62	82	90	74	102	85	
63	83	91	75	106	85	
64	84	92	76	108	85	
65	86	93	77	109	85	
66	88	94	78	109	85	
67	90	95	79	109	85	
68	92	96	80	109	85	
69	93	97	81	109	85	
70	94	98	82	109		
71	95	99	83	109		
72	96	100	84	109		
73	97	101	85	109		
74	98	102	86	109		
75	99	103	87	109		
76	100	104	88	109		
77	102	107	89	109		
78	104	110	90	109		
79	106	113	91	109		
80	108	116	92	109		
81	113	120	94	109		
82	118	124	96	109		
83	123	128	98	109		
84	128	132	100	109		
85	131	135	101	109		
86	134	140	102			
87	137	145	103			
88	140	150	106			

89	144	153	109			
90	148	153	112			
91	152	153	115			
92	156	153	118			
93	159	153	121			
94	162	153	121			
95	165	153	121			
96	168	153	121			
97	169	153	121			
98	169	153	121			
99	169	153	121			
100	169	153	121			
101	169	153	121			
102	169	153	121			
103	169	153	121			
104	169	153	121			
105	169	153	121			
106	169	153	121			
107	169	153	121			
108	169	153	121			
109	169	153	121			
110	169	153				
111	169	153				
112	169	153				
113	169	153				
114	169	153				
115	169	153				
116	169	153				
117	169	153				
118	169	153				
119	169	153				
120	169	153				
121	169	153				
122	169					
123	169					
124	169					
125	169					
126	169					
127	169					
128	169					
129	169					
130	169					
131	169					
132	169					
133	169					
134	169					
135	169					
136	169					
137	169					

138	169				
139	169				
140	169				
141	169				
142	169				
143	169				
144	169				
145	169				
146	169				
147	169				
148	169				
149	169				
150	169				
151	169				
152	169				
153	169				

別表第8中「昇給号俸数表」を「行政職給料表7級以下職員等昇給号俸数表」に、「7級以上」を「7級」に改め、同表備考中「第5条第6項」を「第5条第6項第1号」に、「第6条第6項及び」を「第6条第6項第1号及び」に、「第6条第6項の規定の適用を受ける」を「第6条第6項第1号に掲げる」に、「これらの項の規定の適用を受ける」を「これらの項の規定に掲げる」に改め、同表備考を同表備考第2項とし、同表備考第1項として次の1項を加える。

1 この表は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び第34条の2各号に掲げる職員以外の職員に適用する。

別表第8の次に次の1表を加える。

別表第8の2 行政職給料表8級以上職員等昇給号俸数表（第35条関係）

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号俸数	2	1	0	0	0

備考

この表は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び第34条の2各号に掲げる職員に適用する。

附 則

（施行期日等）

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
（切替日における昇格又は降格した職員の号俸の特例）
- 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号俸を切替日の前日に受けていたものとみなして規則第22条又は第23条の2の規定を適用する。

（雑則）

- 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則7-1481

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-462）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係） 中学校及び小学校教育職給料表の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	特2級	3級	4級
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1から4まで	2,000	2,100	4,000	4,900	7,400
	5から8まで	2,000	2,300	4,300	5,100	7,500
	9から12まで	2,100	2,400	4,500	5,200	7,600
	13から16まで	2,200	2,500	4,700	5,400	7,700
	17から20まで	2,300	2,600	4,900	5,500	7,900
	21から24まで	2,400	2,800	5,100	5,700	8,000
	25から28まで	2,600	2,900	5,300	5,900	8,000
	29から32まで	2,700	3,000	5,400	6,000	8,000
	33から36まで	2,800	3,200	5,600	6,100	8,000
	37から40まで	2,900	3,300	5,700	6,300	
	41から44まで	3,100	3,500	5,800	6,400	
	45から48まで	3,200	3,700	6,000	6,600	
	49から52まで	3,300	3,800	6,100	6,800	
	53から56まで	3,400	4,100	6,300	6,900	
	57から60まで	3,500	4,300	6,400	7,000	
	61から64まで	3,600	4,500	6,500	7,100	
	65から68まで	3,700	4,800	6,700	7,200	
	69から72まで	3,800	4,900	6,800	7,300	
	73から76まで	3,900	5,100	6,900	7,400	
	77から80まで	4,000	5,300	6,900	7,500	
	81から84まで	4,100	5,400	7,000	7,500	

	85から88まで	4,100	5,500	7,200	7,500	
	89から92まで	4,200	5,600	7,200	7,500	
	93から96まで	4,300	5,800	7,200	7,500	
	97から100まで	4,400	5,900	7,300		
	101から104まで	4,400	6,100	7,300		
	105から108まで	4,500	6,200	7,300		
	109から112まで	4,500	6,300			
	113から116まで	4,600	6,400			
	117から120まで	4,700	6,500			
	121から124まで	4,700	6,600			
	125から128まで	4,800	6,700			
	129から132まで		6,800			
	133から136まで		6,900			
	137から140まで		6,900			
	141から144まで		6,900			
	145から148まで		7,000			
	149から152まで		7,100			
	153から156まで		7,100			
	157		7,100			
定年前再任用短時間勤務職員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

備考 「中学校及び小学校教育職給料表」とは、学校職員給与条例第5条第1項第2号イに規定する教育職給料表(2)及び市町村立学校職員給与条例第2条第1項に規定する教育職給料表をいう。

別表第2 (第3条関係) 高等学校教育職給料表の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号俸	職務の級				
		1級	2級	特2級	3級	4級
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1から4まで	2,000	2,500	4,000	5,700	7,400
	5から8まで	2,000	2,600	4,300	5,900	7,500
	9から12まで	2,100	2,800	4,500	6,000	7,600
	13から16まで	2,200	2,900	4,700	6,100	7,700
	17から20まで	2,300	3,000	4,900	6,300	7,900
	21から24まで	2,400	3,200	5,100	6,400	8,000
	25から28まで	2,600	3,300	5,300	6,600	8,000
	29から32まで	2,700	3,500	5,400	6,800	8,000

	33から36まで	2,800	3,700	5,600	6,900	8,000
	37から40まで	2,900	3,800	5,700	7,000	
	41から44まで	3,100	4,100	5,800	7,100	
	45から48まで	3,200	4,300	6,000	7,200	
	49から52まで	3,300	4,500	6,100	7,300	
	53から56まで	3,400	4,800	6,300	7,400	
	57から60まで	3,500	4,900	6,400	7,500	
	61から64まで	3,600	5,100	6,500	7,500	
	65から68まで	3,700	5,300	6,700	7,500	
	69から72まで	3,800	5,400	6,800	7,500	
	73から76まで	3,900	5,500	6,900	7,500	
	77から80まで	4,000	5,600	6,900		
	81から84まで	4,100	5,800	7,000		
	85から88まで	4,100	5,900	7,200		
	89から92まで	4,200	6,100	7,200		
	93から96まで	4,300	6,200	7,200		
	97から100まで	4,400	6,300	7,300		
	101から104まで	4,400	6,400	7,300		
	105から108まで	4,500	6,500	7,300		
	109から112まで	4,500	6,600			
	113から116まで	4,600	6,700			
	117から120まで	4,700	6,800			
	121から124まで	4,700	6,900			
	125から128まで	4,800	6,900			
	129から132まで	4,900	6,900			
	133から136まで	4,900	7,000			
	137から140まで	4,900	7,100			
	141から144まで	5,000	7,100			
	145から148まで	5,100	7,100			
	149から152まで	5,100				
	153	5,100				
定年前再任用短時間勤務職員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

備考 「高等学校教育職給料表」とは、学校職員給与条例第5条第1項第2号アに規定する教育職給料表(1)をいう。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則7-1482

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-754）の一部を次のように改正する。

第2条中「第11条の2第1項及び第3項」を「第11条の2第1項」に、「第10条の2の5第1項及び第3項並びに」を「第10条の2の5第1項及び」に、「第13条の2第1項及び第3項」を「第13条の2第1項」に改め、同条第1号中「配偶者が」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）が」に改める。

第5条第1項中「任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる事由により給料表の適用を受ける職員となった者」を「人事委員会規則で定めるやむを得ない事情は、第2条に規定するやむを得ない事情」に改め、同項各号を削り、同条第2項第6号中ア及びイを削り、ウをアとし、エをイとし、同項第7号中「職員以外の地方公務員等であった者から第1項各号に掲げる事由により引き続き」を「新たに」に改め、「事由発生に伴い」との次に「、「第2条」とあるのを「前項」と」を加える。

第7条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者との別居の状況等を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項による届出を要しない。

第8条第1項に後段として次のように加える。

前条第3項に規定する場合においても、同様とする。

第9条第1項中「要件を欠くに至った日」の次に「（人事委員会が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で人事委員会が定める日）」を加える。

附 則

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の規則第5条第2項第7号の規定は、この規則の施行の日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則7-1483

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-791）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「〔任期付職員〕を「〔特定任期付職員〕に、「給料月額」を「同条第3項（北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号。以下「育児休業条例」という。）第18条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号及び第3項第3号において同じ。）の規定による給料月額」に改め、同号ア中「（北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号。以下「育児休業条例」という。）第18条の規定により読み替えて適用する場合を含む。第3項において同じ。）」を削り、同項第4号中「給料月額」を「同条第5項（育児休業条例第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号及び第3項第4号において同じ。）の規定による給料月額」に改め、同号ア中「第5条第4項（育児休業条例第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を「第5条第5項」に改め、同条第2項中「道職員給与条例第17条の3第3項第1号、学校職員給与条例第17条の2第3項第1号及び警察職員給与条例第19条の3第3項第1号」を「道職員給与条例第17条の3第3項、学校職員給与条例第17条の2第3項及び警察職員給与条例第19条の3第3項」に、「勤務に」を「道職員給与条例第17条の3第1項、学校職員給与条例第17条の2第1項又は警察職員給与条例第19条の3第1項の勤務に」に改め、同条第3項第3号中「任期付職員」を「特定任期付職員」に、「給料月額に」を「同条第3項の規定による給料月額に」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 任期付研究員 次に掲げる当該職員が受ける任期付研究員条例第5条第1項の給料表の号俸又は同条第5項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

ア 6号俸及び任期付研究員条例第5条第5項の規定による給料月額 6,000円

イ 4号俸及び5号俸 5,000円

ウ 2号俸及び3号俸 4,300円

エ 1号俸 3,500円

第2条第4項中「道職員給与条例第17条の3第1項、学校職員給与条例第17条の2第1項及び警察職員給与条例第19条の3第1項に規定する勤務をした後、引き続いて」を「次に掲げる場合には、」に改め、「に規定する勤務をした管理職員及び任期付職員には、その引き続き勤務に係るこれら」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、職員がした道職員給与条例第17条の3第2項、学校職員給与条例第17条の2第2項又は警察職員給与条例第19条の3第2項の勤務は、道職員給与条例第17条の3第1項、学校職員給与条例第17条の2第1項又は警察職員給与条例第19条の3第1項の勤務とみなす。

第2条第4項に次の各号を加える。

(1) 道職員給与条例第17条の3第1項、学校職員給与条例第17条の2第1項又は警察職員給与条例第19条の3第1項の勤務をした後、引き続いて道職員給与条例第17条の3第2項、学校職員給与条例第17条の2第2項又は警察職員給与条例第19条の3第2項の勤務をした場合

(2) 道職員給与条例第17条の3第2項、学校職員給与条例第17条の2第2項又は警察職員給与条例第19条の3第2項の勤務をした後、引き続いて道職員給与条例第17条の3第1項、学校職員給与条例第17条の2第1項又は警察職員給与条例第19条の3第1項の勤務をした場合

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則7-1484

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-1107）の一部を次のように改正する。

第1条中「適用を受ける職員」の次に「（以下「職員」という。）」を加える。

第5条を第8条とし、第4条を第7条とし、第3条の次に次の3条を加える。

（異動等の場合の地域手当）

第4条 道職員給与条例第10条の4第1項、学校職員給与条例第10条の2の2第1項及び警察職員給与条例第12条の3第1項に規定する人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 職員がその在勤する地域若しくは部局等を異にする異動又はその在勤する部局等の移転の日の前日に在勤していた第2条第1項に規定する地域又は同条第2項に規定する部局等（以下この条及び第6条第1項第2号において「地域手当支給地域等」という。）に引き続き6箇月を超えて在勤していない場合であって、地域手当支給地域等に引き続き6箇月を超えて在勤していたとき（北海道職員等の定年等に関する条例（昭和59年北海道条例第51号。以下「定年条例」という。）第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であって当該採用の前日に地域手当支給地域等に在勤をしていたものにあつては、当該在勤をしていた期間と当該採用の直後に地域手当支給地域等に在勤していた期間とを合算した期間が6箇月を超えることとなるときを含む。）。

(2) 職員以外の地方公務員、国家公務員又は地方公社、沖縄振興開発金融公庫若しくは次条第1項各号に掲げる法人に使用される者（以下「職員以外の地方公務員等」と総称す

る。）であつた者から人事交流等又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「公益的法人等派遣法」という。）第10条第1項の規定による採用により引き続き給料表の適用を受ける職員となつた者がその在勤する地域若しくは部局等を異にする異動又はその在勤する部局等の移転の日の前日に在勤していた地域手当支給地域等に給料表の適用を受ける職員として引き続き6箇月を超えて在勤していない場合であつて、給料表の適用を受けることとなつた日（以下「適用日」という。）前の職員以外の地方公務員等として勤務していた期間（常時勤務に服する者として適用日の前日まで引き続き勤務していた期間に限る。以下この条において同じ。）を給料表の適用を受ける職員として勤務していたものとしたときに、当該地域手当支給地域等に引き続き6箇月を超えて在勤していたこととなるとき（定年前再任用短時間勤務職員であつて定年条例第12条又は第13条第1項の規定による採用の前日に給料表の適用を受ける職員（当該地域若しくは部局等を異にする異動又は当該在勤する部局等の移転の日前6箇月以内に職員以外の地方公務員等から人事交流等又は公益的法人等派遣法第10条第1項の規定による採用により引き続き当該給料表の適用を受ける職員となつたものに限る。）として勤務していたものにあつては、適用日前の職員以外の地方公務員等として勤務していた期間及び当該期間に引き続いて職員として勤務していた期間を定年条例第12条又は第13条第1項の採用の前日から引き続き定年前再任用短時間勤務職員として勤務していたものとした場合に、地域手当支給地域等に引き続き6箇月を超えて在勤していたこととなるときを含む。）。

(3) 前2号に掲げるもののほか、前2号に掲げるものとの権衡上必要がある場合として人事委員会が定める場合

2 道職員給与条例第10条の4第1項、学校職員給与条例第10条の2の2第1項及び警察職員給与条例第12条の3第1項に規定する人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 前項第1号に掲げる場合 当該異動若しくは移転の日の前日に在勤していた地域手当支給地域等又は同日から6箇月を遡った日の前日から当該異動若しくは移転の日の前日までの間（次号において「対象期間」という。）に在勤していた当該地域手当支給地域等以外の地域手当支給地域等に係る道職員給与条例第10条の2第2項各号、学校職員給与条例第10条の2第2項各号又は警察職員給与条例第12条の2第2項各号に定める割合のうち最も低い割合

(2) 前項第2号に掲げる場合 適用日前の職員以外の地方公務員等として勤務していた期間を給料表の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に、当該異動若しくは移転の日の前日に在勤していた地域手当支給地域等又は対象期間に在勤していたこととなる当該地域手当支給地域等以外の地域手当支給地域等に係る道職員給与条例第10条の2第2項各号、学校職員給与条例第10条の2第2項各号又は警察職員給与条例第12条

の2第2項各号に定める割合のうち最も低い割合

(3) 前項第3号に掲げる場合 別に人事委員会が定める割合

第5条 道職員給与条例第10条の4第2項、学校職員給与条例第10条の2の2第2項及び警察職員給与条例第12条の3第2項に規定する人事委員会規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。

(1) 国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人

(2) 国家公務員退職手当法施行令第9条の4各号に掲げる法人（前号に掲げる法人を除く。）

(3) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人

(4) 公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成13年北海道条例第54号）第10条に規定する特定法人

(5) 前各号に掲げる法人のほか、人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるもの

2 道職員給与条例第10条の4第2項、学校職員給与条例第10条の2の2第2項及び警察職員給与条例第12条の3第2項に規定する異動等に準ずるものとして人事委員会規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 定年条例第12条又は第13条第1項の規定による採用（定年条例の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。）をされること。

(2) 前号に掲げるもののほか、人事委員会が定めるもの

第6条 道職員給与条例第10条の4第2項、学校職員給与条例第10条の2の2第2項及び警察職員給与条例第12条の3第2項の規定により地域手当を支給する職員は、次の各号のいずれかに該当する職員とする。

(1) 人事交流等又は公益的法人等派遣法第10条第1項の規定による採用により給料表の適用を受ける職員となった者であり、かつ、適用日前3年以内の職員以外の地方公務員等として勤務していた期間に第2条第1項に規定する地域において勤務していた職員（適用日前3年以内の期間において、かつて給料表の適用を受ける職員として勤務していた者で人事交流等又は公益的法人等派遣法第10条第1項の規定による退職により引き続き職員以外の地方公務員等となったものあっては、当該期間に第2条第1項に規定する地域において勤務していた者）のうち、適用日前3年以内の職員以外の地方公務員等として勤務していた期間（常時勤務に服する者として適用日の前日まで引き続き勤務していた期間に限る。）を給料表の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に道職員給与条例第10条の4第1項、学校職員給与条例第10条の2の2第1項又は警察職員給与条例第12条の3第1項に規定する地域手当の支給要件を具備することとなる者

(2) 前条第2項第1号に掲げる異動等に準ずるものがあつた職員のうち、当該異動等に準ずるものがあつた日の前日に地域手当支給地域等において勤務していた者で、当該異動

等に準ずるものを道職員給与条例第10条の4第1項、学校職員給与条例第10条の2の2第1項又は警察職員給与条例第12条の3第1項に規定する異動等とみなした場合にこれらの項に規定する地域手当の支給要件を具備することとなる者

(3) 前条第2項第1号に掲げる異動等に準ずるものがあつた職員で、当該異動等に準ずるものがあつた日の前日に道職員給与条例第10条の4第1項、学校職員給与条例第10条の2の2第1項又は警察職員給与条例第12条の3第1項の規定による地域手当を支給されていたもの又は前号に掲げる職員として道職員給与条例第10条の4第2項、学校職員給与条例第10条の2の2第2項又は警察職員給与条例第12条の3第2項の規定による地域手当を支給されていたもののうち、当該異動等に準ずるものがあつた日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定による地域手当の支給要件を具備することとなる者

(4) 前条第2項第2号に掲げる異動等に準ずるものがあつた職員のうち、前3号に規定する職員との権衡上必要がある職員として人事委員会が認める者

2 前項第1号から第3号までに規定する職員に支給する地域手当の額及び支給期間は、同項第1号から第3号までの場合に具備することとなる道職員給与条例第10条の4第1項、学校職員給与条例第10条の2の2第1項又は警察職員給与条例第12条の3第1項の支給要件に基づき、これらの項の規定により支給されることとなる額及び期間とし、前項第4号に規定する職員に支給する地域手当の額及び支給期間については、別に人事委員会が定める。

別表備考中「平成18年4月1日」を「令和7年4月1日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(令和10年3月31日までの間における地域手当)

2 北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年北海道条例第6号。以下「道職員改正条例」という。）附則第6項、北海道学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年北海道条例第28号。以下「学校職員改正条例」という。）附則第5項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和7年北海道条例第29号）附則第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）及び北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年北海道条例第31号。以下「警察職員改正条例」という。）附則第5項に規定する人事委員会規則で定める級地の区分は次に掲げる級地の区分とし、これらの項の人事委員会規則で定める割合は当該各号に掲げる級地の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

(1) 20パーセント級地 100分の20

(2) 16パーセント級地 100分の16

(3) 14パーセント級地 100分の14

(4) 3パーセント級地 100分の3

3 道職員改正条例附則第6項後段、学校職員改正条例附則第5項後段及び警察職員改正条例附則第5項後段に規定する人事委員会規則で定める地域手当の級地は、附則別表に掲げる地域とする。

(令和10年3月31日までの間における異動等の場合の地域手当に関する経過措置)

4 令和10年3月31日までの間におけるこの規則による改正後の規則第4条の規定の適用については、同条第1項中「次に」とあるのは「職員が異動等の日の前日に在勤していた地域又は部局等に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合であって、同日から6箇月を遡った日の前日から当該異動等の日までの間に当該地域又は部局等に係る道職員給与条例第10条の2第2項各号、学校職員給与条例第10条の2第2項各号又は警察職員給与条例第12条の2第2項各号に定める割合が変更されたとき(次項第1号において「支給割合の変更の場合」という。)及び次に」と、同条第2項第1号中「前項第1号」とあるのは「支給割合の変更の場合及び前項第1号」と、「定める割合」とあるのは「定める割合(異動又は移転の日から6箇月を遡った日の前日から当該異動若しくは移転の日までの間において支給割合が変更された場合にあつては、当該期間の支給割合のうち最も低い割合。次号において同じ。)」とする。

(改正後の規則における暫定再任用職員に関する経過措置)

5 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年北海道条例第42号)附則第8項に規定する暫定再任用職員は、定年条例第12条又は第13条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の規則第4条から第6条までの規定を適用する。この場合において、同規則第4条第1項第1号中「当該採用の前日に」とあるのは「定年条例第12条若しくは第13条第1項又は地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年北海道条例第42号。以下この条及び第5条において「令和4年改正条例」という。)附則第5項、第6項、第10項、第11項、第13項、第14項、第16項若しくは第17項の規定による採用の前日に」と、同項第2号及び第5条第2項第1号中「定年条例第12条又は第13条第1項」とあるのは「定年条例第12条若しくは第13条第1項又は令和4年改正条例附則第5項、第6項、第10項、第11項、第13項、第14項、第16項若しくは第17項」と、同号中「退職した日」とあるのは「退職した日又は令和4年改正条例附則第5項、第6項、第10項、第11項、第13項、第14項、第16項若しくは第17項の規定による採用に係る任期が満了した日」とする。

(北海道人事委員会の権限に属する事務の議決及び委任に関する規則の一部改正)

6 北海道人事委員会の権限に属する事務の議決及び委任に関する規則(北海道人事委員会規則2-45)の一部を次のように改正する。

別表第2個別事項中第53号を第54号とし、第38号から第52号までを1号ずつ繰り下げ、第37号の次に次の1号を加える。

38 地域手当に関する規則(北海道人事委員会規則7-1107)第5条第1項第5号の規定に基づく法人について承認すること。

(雑則)

7 附則第2項から第5項までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

附則別表(附則第2項関係)

都道府県	支給地域	級地
北海道	札幌市	3パーセント級地
東京都	特別区	20パーセント級地
愛知県	名古屋市	14パーセント級地
大阪府	大阪市	16パーセント級地

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、令和7年4月1日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

北海道人事委員会委員長 織田 亨

北海道人事委員会規則19-3

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員の採用等に関する規則(北海道人事委員会規則19-0)の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条第4項及び」を削る。

第4条及び第5条を削り、第6条を第4条とし、第7条を第5条とし、第8条中「第7条」を「第5条」に改め、同条を第6条とし、第9条を第7条とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。